

野洲市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市ふるさと納税推進業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市ふるさと納税推進業務
- (2) 業務内容 別紙 野洲市ふるさと納税推進業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）
（※契約締結後から令和 8 年 3 月 31 日までの準備期間を含む）

3. 見積限度額

寄付金額に対する単価契約とし、寄付金額の 7 %（消費税額及び地方消費税額を除く。）を上限とする。

なお、返礼品および返礼品発送経費は含まない。

4. 実施形式 公募型

公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和 7 年 10 月 10 日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和 7 年 10 月 20 日（月）正午	質疑締切
令和 7 年 10 月 23 日（木）	質疑に対する回答予定（市ホームページに掲載）
令和 7 年 10 月 28 日（火）正午	1 次審査申込み提出書類締切
令和 7 年 11 月 10 日（月）	1 次審査結果通知（通過者には、2 次審査の案内）
令和 7 年 11 月 21 日（金）	プレゼンテーション審査（2 次審査）
令和 7 年 12 月 10 日（水）	プロポーザル審査結果通知

6. 参加資格の要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 野洲市暴力団排除条例(平成23年野洲市条例第22号)第6条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又はI SMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者

(7) 緊急時、迅速に対応できる体制を整えていること。

(8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(9) 令和2年度以降に、ふるさと納税関連業務を他の地方公共団体から受託した実績があること。

2. 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

3. 提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法 本要領の内容等について質問がある場合は、質問書(様式不問)を電子メールにて提出すること。なお、口頭での質問には応じない。

(2) 期限 令和7年10月20日(月)正午まで(必着)

(3) 提出先 E-mail: keizai@city.yasu.lg.jp

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市環境経済部地域経済振興課 担当: 川波、宇都宮

※件名は【ふるさと納税プロポーザルに関する質問】とすること。

※質問の送信時に、担当者の電子メールアドレスを記載すること。

※質疑を送信した際は、必ず、着信確認の連絡を担当者にすること。

(4) 回答方法 令和7年10月23日(木)午後5時00分までに回答することを予定している。質問内容及びその回答を市ホームページに掲載する。

8. 説明会

説明会は開催しない。

9. 1次審査提出書類

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出すること。

提出された書類を基に、市職員で構成する「野洲市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」による一次審査（書類審査）を実施する。

1次審査を通過した者が2次審査に参加することができる。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の①から⑤の書類を省略することができる。（発行後3か月以内）

①法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）1部

（法人でない団体にあつては、当該法人の登記事項証明書）

②個人にあつては、身分証明書

③法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

④個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

⑤暴力団排除に関する誓約書（様式1）及び会社役員名簿（様式2）

⑥参加申込書（様式3）1部

⑦実施体制調書（様式4）1部

プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証が分かる書類を提出すること。（例：認証書の写し等）

⑧印鑑証明 1部

⑨見積書（様式5）（要押印、要封緘）・・・1部

見積書は、野洲市ふるさと納税推進業務委託見積書（様式5）により提出すること。

なお、見積額積算のための根拠及び内訳を明示すること。

⑩事業者概要（様式任意）・・・7部

様式は問わないが、会社の規模や事業内容等について記載すること。

⑪委託業務実績書（様式6）・・・7部

履行実績を証明する契約書の写し及び仕様書の写しを添付すること。

なお、ふるさと納税関連業務の過去5年分の受託実績について記載すること。

（最大10件とする）

⑫企画提案書（様式任意）・・・正本1部（要押印）・副本6部（押印不要）

企画提案書は別表「評価項目一覧表」の③～⑩の項目毎に、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめ記載すること。

また、必須提案事項として、「現在の野洲市の課題は何か。また、その解決案は何か。」

を回答すること。

(2) 提出期間及び時間

令和7年10月28日（火）正午まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年10月28日（火）正午までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

持参時は、参加申込書（様式3）に受付印を押印したコピーをお渡しするので、それを提出済みの証明とします。

(4) 提出先 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市 環境経済部 地域経済振興課 担当：川波、宇都宮

(5) 1次審査結果の通知

令和7年11月10日（月）頃を目処に様式3に記載されたメールアドレスに通知する。

10. プレゼンテーション審査方法（2次審査）

提出された、企画提案書類を基に、審査委員会によるプレゼンテーション審査を行う。なお、参加申し込み者が4者以上の場合は、1次審査（書類審査）の上位3者のみに対して、2次審査を実施する。

(1) 審査の進め方

審査及び評価は、提案者からの企画提案書、プレゼンテーション、実績及び見積書に基づいて実施する。

審査は、「野洲市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」委員が別表「評価項目一覧表」に従い実施するものとし、全ての提案者のプレゼンテーション審査終了後、優先交渉権者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査について（2次審査）

プレゼンテーション審査は下記のとおり進める。

項 目	内 容
プレゼンテーション審査日	令和7年11月21日（金）
プレゼンテーション審査会場	〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市役所 本館 2階 第5会議室
プレゼンテーションの時間	1 提案者当たり 30 分以内（提案 20 分、質疑は 10 分） とし、準備・後始末は別に 5 分程度とする。
プレゼンテーションに係る準備物	P C を利用しプレゼンテーションを行う者は審査会場に設置されているテレビモニターを利用することができる。 機材（P C、延長コード等）が必要な場合は、提案者で用意すること。
提案者	1 提案者当たり 3 名以内とし、うち 1 名は受託した場

	合における主担当者（業務委託責任者）であること。
その他	プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 優先交渉権者の決定方法

審査の結果、最高評価点を獲得した提案者（最高評価点を獲得した提案者が複数あった場合は、企画提案書の評価点が一番高かった提案者）を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を交渉者とする。ただし、総評価点において満点の6割未満の場合は、交渉者とはしない。これについては、プロポーザル参加者が1者のみであった場合でも同様とする。

11. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年12月10日（水）を目処に発表
- (3) その他 審査結果についての問い合わせは、文書発送後、7日間受け付ける。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

13. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加届の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛に提出すること。

辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 見積限度額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 長期契約であるため、年度予算の減額等による契約の変更等があり得るので留意すること。

15. 問合せ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市 環境経済部 地域経済振興課 担当：川波、宇都宮

TEL：077-587-6008 FAX：077-587-6960

E-mail:keizai@city.yasu.lg.jp

別表

評価項目一覧表（第一次審査・第二次審査共通）

通番	評価項目	評価基準	配点
①	業務に要する費用	見積額が上限の 7 %以内の範囲にあり、企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	1 0
②	業務実績	・ふるさと納税に係る業務実績が豊富で、その知識、経験等を本市で十分活かすことが期待できるか。	1 0
③	事前準備	・提案全体が実現可能な内容か。 ・運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日）までの間に、返礼品提供事業者との連携体制の構築ができるか。	1 0
④	業務遂行能力・実施体制	寄附者情報を適切に管理する体制・能力を有しているか。	1 0
⑤		返礼品の発注、在庫管理、寄附者への配送管理を適切に行う体制・能力を有しているか。	5
⑥		寄附者からの相談・苦情、配送遅延等のトラブルに対して迅速かつ適切に対応できる体制が整えられているか。	1 0
⑦	寄附受付サイトの維持・管理	ふるさと納税制度の変更や利用する寄附受付サイトの追加等に柔軟に対応できるか。	5
⑧	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策	・個人情報の取扱いや情報セキュリティの重要性について、十分な認識をもっているか。 ・個人情報等の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。 ・システムダウンなど不測の事態への対応策は適切であるか。	1 0
⑨	企画力	積極的かつ戦略的に新規返礼品及び新規事業者を増やす取り組み、効果的なプロモーション手法等により、本市の地場産品の振興や魅力発信となり、寄附金増加につながる提案があるか。	1 5
⑩		返礼品提供事業者との連携を密にし、返礼品の内容や開発等の支援・相談に応じられる体制が整えられているか。	1 5
		合 計	1 0 0